

「神奈川県指定構造計算適合性判定機関指定基準の一部改正」の概要

1. 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）が成立し、建築基準法（昭和25年法律第201号）において、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知について、従来の建築主事又は建築副主事に加え、指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする改正が行われたこと等を踏まえ、国が定める指定構造計算適合性判定機関指定基準の改正が行われたことから、県が定める指定構造計算適合性判定機関指定基準についても所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 機関による業務実施等を制限する「制限業種」の規定の見直し
- (2) 業務の引受け等に係る制限の見直し
- (3) その他所要の改正

3. 施行日

令和6年12月10日